

雍正・乾隆期における福建・台湾間の米穀流通

高, 銘鈴
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25784>

出版情報：九州大学東洋史論集. 27, pp.27-47, 1999-04-01. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



雍正・乾隆期における福建・台湾間の米穀流通

高 銘 鈴

はじめに

清朝政府は国家社会の秩序を維持するため、食糧政策においては採買・倉儲を通して米価や米穀の流通をコントロールしようとしていた。康熙二十三年（一六八四）清朝政府は台湾を領有した後、未だ十分な量を生産しえなかった台湾米穀の大陸への輸出に対して制限を設けた。この米穀流通の統制政策は米禁と呼ばれた。しかし、康熙末期になつて、地方官による奨励と民間水利建設の進展によつて台湾における米穀生産面積が次第に増大してくると、米禁は緩和され、台湾の余剰米穀は元来米不足の地域であり、常に江浙・広東等から食糧の援助を受けていた福建に輸出されるようになった。

台湾の朱一貴の反乱の平定後、雍正初期、巡台御史等は海中に逃亡した残党を援助する恐れがあるとして、米禁の実施を主張した。清朝政府はこれに従つて台湾から福建への民間米穀の流通に対して厳しい制限を設けた。この状況の中で、まず、雍正期から、清朝政府は台湾の租税徴収による正供の余剰米穀を福建に運搬し、内地の官倉に蓄え、米価の高いときに売り出し、その価格の差から利益を収めるといふ平糶政策を採った。雍正から乾隆にかけては、この平糶米には年額が定められていた。

又、雍正二年（一七二四）に、雍正帝は台湾駐屯の福建兵士の家族に、手当として月米一斗を与えることを決めている。所謂眷米である。これにより、台湾の正供米穀から台湾駐在兵士の兵米を除き、余剰米穀を台湾駐留兵士の家族に対する眷米として、年額に従つて福建に運搬することになった。その後、福建軍隊の兵米も台湾正供の余剰米穀から支給するようになった。

このような台湾から福建への平糶米、眷米、兵米等の官穀運搬は台運と呼ばれた。一方、米禁下において民間の米穀販売が許される時があつた。それは福建が凶作の場合である。即ち、福建が凶作になると、政府は米禁を緩め、内地の商人や船戸に渡航免許と米穀販売免許を与え、台湾で米穀を買い求めて、福建の米不足の地域で売ることを許したのである。これは招商採買と呼ばれた。又、一般商船の民間米穀積載額は清朝政府によって福建内地の需給状況に応じて決められていた。一般に台運とは前述したように平糶米・兵米・眷米等の官穀運搬を指すのであるが、清朝政府が民間米穀の流通をも掌握しようとしていた点に鑑みれば、民間米穀の運搬も広義の台運の範疇に含まれるとしてよいであろう。以下はこの官穀運搬としての台運を指すときには台運で示し、民間米穀の運搬をも含めた広義の台運は「台運」で示す。

この台運は福建においては米価をはじめとする物価を安定させる重要な役割を果たした。一方、台湾は台運を通じて中国大陸と結ばれ、東南沿岸各省の穀倉としての役割を果たしたのである。又、米穀流通の実際を見ると、官穀・民間米穀を問わず、その運搬を担当するのは福建・台湾の間で海運貿易を行う行商と船戸であつたことが分かる。これは台運の年額が多いため、自前の運搬手段を持たない清朝政府としては福建への官穀の輸送を民間商人や船戸の力に頼らざるを得ず、そのため、政府は民間商船に官穀運搬の義務を課していたからである。

以上のような台運に関しての先行研究には、主として福建の食糧事情について述べた安部健夫・山本進・則松彰文三氏の研究がある。しかし、これらの研究は福建・台湾間の台運については殆ど考察を加えていない¹⁾。一方、台湾における研究をみると、福建・台湾の米穀流通と需給関係については、王世慶・洪美齡両氏が膨大な事例を発掘している²⁾。王氏は、台湾から中国大陸への米穀輸出数量と台湾の米価変動について年次の順に従って論じている。洪氏は、発展地域から資本と技術を開發地域に提供し、代わって開發地域から食糧を發展地域に輸出するという王業鍵氏の「清代經濟芻論」³⁾に基づき、福建・台湾間の米穀需給関係について論証している。

以上の研究により、台湾から福建へ米穀が流通していた事実は明らかにされている。しかし、清代中国の食糧政策の中で台運が如何なる役割を果たしていたのか、台運によって台湾米穀はどのようにして福建を始めとした大陸沿岸各省に供給されていたのか、更にその運搬の実態と商船貿易への影響等は、依然として未解明のままである。それ故、本稿で筆者は従来の研究において不十分なままに残されている台運の具体的実施状況の検討を通じて、大陸と台湾との社会経済の関連及び当

該時代における大陸・台湾間の海運貿易の実態を解明し、以て台運のもつ歴史的意義を明らかにしようと思う。

一 台運年額と台湾正供米穀との関連

台運の実態を明らかにするためには、台運年額と台湾租税の正供との関連及び民間販売米穀と採買・倉儲との関連、台運商船管理と流通過程等について考察する必要があるが、台運の全体像の把握のため、必須の要件となる台運年額と台湾租税正供との関連についてまず考察することにする。

清代、本格的な開発が始まったばかりの台湾では、銀が少なく、米穀生産が多いという事情から、福建内地の折色徴収とは異なり、租税の正供として米穀本色の徴収が行われていた。²⁾ 米禁下における本色徴収は台湾の水田開発を促進していたが、一方、朱一貴の反乱によつて雍正初期台湾米穀の輸出に対する制限が厳しくなり、台湾内部で余剰米が生み出されるようになった。当時、台湾所属各県の官倉には、毎年台湾・澎湖兵米として駐屯兵へ支給される穀七万二千石（一米二穀で計算すれば、米三万六千石）を除く全ての正供穀が蓄えられ、その数量は雍正四年頃に既に穀三十万石余りに達していた。³⁾ 台湾の余剰米穀が増加した結果、雍正二年（一七二四）に雍正帝は、治安維持を担当する台湾駐屯兵に対し、家族手当として台湾正供米から毎月米一斗を与えることにした。この米は、雇用した商船によつて台湾から廈門に運ばれ、台湾駐屯兵が福建人によつて占められていたため、福建内地の彼らの家族に支給された。この眷米運搬の開始を皮切りに、清朝政府は台湾正供の余剰米穀に着目するようになり、以後台湾から福建への米穀輸送は次第に拡大していった。具体的には、雍正三年（一七二五）に福建の漳州、泉州の米不足を解消するため、平糶米として年額米五万石が運搬され、⁴⁾ 雍正六年（一七二八）以後福建兵米が台湾から提供されるようになった。こうした施策の採用により、福建の米の需要は台湾米によつて充たされるようになってきた。次頁の（表1）は雍正・乾隆期における台湾正供米穀年額と台運年額の変動を表したものである。

この変動を考察する時、次の四点に気づく。即ち、第一に、嘉慶初期の時点では、台湾開発は既に東北の噶瑪蘭地方に及んでおり、正供年額は開墾主の申告農地の増加に伴つて増加してきているものの、増加数量は僅か五万石余りに過ぎないことである。このことから農地の隠漏が多額に上つていたことが想定される。因に、光緒初期の正供徴収穀数は南部の台湾・

〈表1〉雍正・乾隆期における台湾正供米穀年額・台運年額変動表

年 代	正供年額数量	眷 米	福建兵米	平糶米	注
雍正3年(1725)	穀140,261石	米10,650石		米50,000石	
4年(1726)	穀76,573石				
6年(1728)	穀140,261石		金廈提鎮兩標兵米 米12,243石		
7年(1729)		米12,000石余	金廈提鎮兩標兵米 米21,000石余		
8年(1730)	穀169,266石9斗9升	穀24,000石余	穀42,000石余	穀100,000石	米から穀の運搬へ
9年(1731)	穀22,260石			穀120,287石2斗3升	鳳山八社穀10万石内地平糶
10年(1732)			督標4營穀 15,570石増		
13年(1735)		穀28,280石			
乾隆6年(1741)				穀70,287石2升	
10年(1745)	穀169,500石余		閩安南澳等兵穀 14,000石余増		
11年(1746)				年額取り消す	
20年(1755)	穀172,000石余				
29年(1764)	穀180,000石余		穀59,000石		澎湖兵穀14,400石
38年(1773)		兵卒穀94,488石	閩年4,969石増		
46年(1781)		穀20,000石余	穀59,000石余		兵卒穀80,107石
54年(1789)		穀1,459石2斗増 閩年12166斗増			
嘉慶元年(1796)	穀190,933石3斗	兵卒穀84,689石			

出典：『宮中檔』・『明清史料』戊編・『清實錄』・『重修台灣府志』卷四・『海東札記』

鳳山・嘉義三県で十三万石余り、中北部の彰化・淡水・噶瑪蘭三県で五万六千石余り、合わせて十九万石余りである^⑦。つまり、嘉慶以後も台湾の正供額は殆ど増加しなかったのである。清朝政府には台湾正供の徴収に対してあまり積極的ではなかったと考えられる。第二に、雍正四年（一七二六）の正供穀数は僅か七万石余りに過ぎなかったことである。これは当時台湾の倉儲数量が多かったため、半分を銀による徴収に変更し、台湾の兵餉（兵士の給料）に充てたためである^⑧。その後、福建内地への大量運搬によって倉儲数量が減少し、正供年額が台運年額に不足すると、雍正六年（一七二八）には再び本色の徴収に変更されている^⑨。第三に、雍正八年（一七三〇）に福建省の倉儲政策によって台運が精米運搬から穀（未精米）運搬へ変更されたことである^⑩。この変更からは清朝政府が台湾から米穀を運搬し、福建倉儲を充実するという政策変更を行ったことが想定される。ところが、台運年額穀十八万二千七十石と台湾兵米穀八万九千七百三十石六斗を合わせた年額は、台湾正供年額を大きく上回るのである。これにより、この不足部分は、台湾四県での採買によって補われることになった^⑪。このことは、最初の精米運搬は平糶実施のための運搬であり、雍正八年以後は未精米運搬によって台湾が福建倉儲の主要供給源になったことを意味する。この雍正期における精米→未精米運搬への変換によって台運数量が一挙に倍増し、台運は福建採買・倉儲政策の一環に組み込まれたと言えよう。第四に、乾隆期になる

と、台運数量が拡大したため台湾倉儲が著しく減少し、乾隆六年（一七四二）に清朝政府は平糶米穀年額を減らさざるを得なくなったことである。¹² 乾隆初期、台湾米価や運賃の上昇によって、台運年額による採買は悪化していた。乾隆十一年（一七四六）に、台湾の正供年額は僅かに台湾、澎湖、福建の兵米に足りるのみであり、こうした台湾倉儲数量の減少によって、平糶米穀の年額運搬はやむを得ず停止され、以後、平糶米穀の運搬は福建内地の需給状況によって行われることとなった。¹³ このため、福建当局は台湾倉儲に定額四十万石を設け、台湾倉儲の充実を図った。¹⁴

以上の考察から台湾正供の余剰米穀が福建省の食糧政策によってどのような形で台運定額に充てられていたのかということの詳細が明らかとなった。

二 台運と民間商船販売米穀との関連

前節での考察によって台運の全体像が明らかとなったが、本節では前節の考察をうけ、その台運の民間での米穀採買とどのように関わっていたのかという点について考察する。

康熙末期、民間商船の米穀積載上限は食米六十石に決められていたが、雍正末期ごろから積載制限数量を超えて米穀を運搬する商船が多くなってきた。当時は台湾からの米穀輸出数量が多かったため、このことは台湾府周辺の米価を押し上げた。そのため、乾隆十年（一七四五）に商船米穀積載上限の食米六十石を規定通り守るよう再度通達がなされた。¹⁵ しかし、今度は福建の米穀需給状況が悪化したので、乾隆二十四年（一七五九）には各商船の米穀積載上限が米二百石（穀四百石）に変更された。¹⁶ によると、雍正末期から乾隆初期にかけての台運年額は、脊米・福建兵米と平糶米を合わせて穀十八万石あまりであるが、乾隆三十八年（一七七三）には、福建兵米と脊米の僅か穀九万石余りに減少している。その原因は、福建当局が、民間商人の米穀運搬によって台運数量の減少に基づく米不足問題を解決しようとしたためであると考えられる。というのは、乾隆十二年（一七四七）に福建漳州・泉州において台湾への「招商採買」という民間商人の採買運搬方式が決定されたという事実が存在するからである。¹⁷ つまり、その後、台運数量が少なくなる一方、民間米穀流通数量が替わって増大してきたのである。台運と民間の招商採買は共に政府の統御下で行われたが、政府にとっては招商採買のほうが台運より

手間を省くことができる点で有利であつた。

その一例として乾隆三十一年（一七六六）十二月の福建惠安県の招商採買について見てみよう。『福建省例』倉庫例給照買米に

查得惠安縣具稟臺運等情、……如遇內地漳、泉一帶米價過昂、令地方官據實詳報、准其出示曉諭、給照艤船、前往淡水、彰化販運。一值臺地過昂、移明內地停止給照。……查臺灣淡、彰地方、中米價值據報一兩三錢五分、實屬平減、似為充裕可知。……如果臺地價昂、該商販運無利、亦可不禁止、於彼地民食並無妨礙。……如有本地民人實係身家殷實、情願自備資本、領照赴淡、彰買運米穀者、該縣即將商人姓名並買米數目造冊詳報、給以印照、每照以五百石為率。或兩人合領一照、或一人自領兩照、各從其便。徑至臺屬淡、彰地方、不拘何處、聽其買運回泉、照依時價糶買。所給印照、回日繳銷。

とあり、福建当局は招商採買を「台運」の範疇に入れ、裕福な商人に一枚米五百石を率とする印照（米穀販売免許）を一枚乃至二枚与え、台湾中北部で米穀を採買して福建に売り出させている。この史料の中に台湾米価が高くて商人販売運搬に利益が無ければ、禁止しなくても自ずから止まると述べていることから、当時福建・台湾間の米禁は既に緩和されていたと考えられる。又、米穀採買を行う地域が台湾中部の彰化・北部の淡水であることから、台湾南部の水田開発は既に飽和状態になり、米穀の採買が新たに開発された米価の安い台湾中北部に向かつていたことが推測される。

乾隆期における台湾の年間輸出米穀の数量は、『宮中檔嘉慶朝奏摺』第二輯八四六頁の嘉慶元年（一七九六）十月十三日閩浙總督魁倫福建巡撫姚瑩の上奏文に

本年正、二、三、四等月、查據廈門、蚶江口員稟報、臺灣運到之米已有二十六萬一千二百餘石、足資接濟、……查自六月後至九月底據廈門、蚶江口員稟報陸續運到臺米、又有十六萬四千餘石、共計本年九個月內、臺灣內運之米已有四十二萬五千餘石、較之往年有盈無絀。

とあるように、嘉慶元年（一七九六）一月から九月まで民間による米穀運搬の場合、米四十二万五千石あまりであつた。これに台運年額と合わせると、台湾年間輸出米穀数量は五、六十万石を上回ると想定される。つまり、乾隆中期以後、民間輸出数量は台運年額より多かつたと考えられるのである。

三 台運と採買・倉儲政策との関連

前述のように雍正八年より台運は、採買・倉儲政策の一環に組み込まれた。では、台運と採買倉儲政策とはどのような仕組みで関連づけられていたのであろうか。本節ではこの点について考察することとする。

一般的に台運年額は毎年台湾で徴収された正供米穀から提供していた。ところが、凶作や天災、反乱や国家の慶事等のため、正供の徴収が免除されることがあった。例えば、乾隆十一年（一七四六）、三十六年（一七七二）、四十五年（一七八〇）、五十二年（一七八七）、五十三年（一七八八）等である。その際には台運年額は、福建や台湾の倉穀から出さざるを得なかった。つまり、台運を行う際、台湾倉儲のみならず福建倉儲の充実も重要な意味を持っていた。ところで、前述のように雍正八年（一七三〇）以後、福建倉儲政策によつて台湾で米穀を採買する、或いは台湾倉儲から福建内地倉儲を充実させる措置が実施されるようになった。⁽¹⁸⁾ 又、福建省はその倉儲を別省で平糶し、その際、得た利益を台湾に送つて米穀を採買することもあった。又、台湾倉儲から福建倉儲を補填することも多かった。例えば、乾隆十六年（一七五二）、二十四年（一七五九）、四十三年（一七七八）、五十年（一七八五）に、浙江省の凶作に際して、福建各府倉穀を浙江に運んで平糶し、かわりに台湾の米穀を採買し、或いは台湾倉儲から福建各地の倉穀に補給を行つてゐる。⁽¹⁹⁾ つまり、台湾米穀は福建倉儲を通して別省にも供給されており、このような連環の中で台運は極めて重要な役割を果たしていたのである。更に第一節で述べたように、乾隆十一年（一七四六）に、清朝政府は台運年額運搬を安定するため、台湾全体の倉儲として定額四十万石を設定した（表2参照）。当時台湾は福建省に属する一府であつたため、台湾倉儲数量が多ければ、福建内地の民食が不足した時に、直ちに台湾に提供を仰ぐことができたのである。以上から台湾の倉儲が台運によつて福建倉儲と一体化され、大陸の米穀流通体系と緊密に結びついていたことを明らかにした。乾隆二十年以後、稲作生産の少ない台湾府の倉穀二十万石は、常に淡水、彰化、鳳山、諸羅四県から提供されることになった。⁽²⁰⁾

（表3）は上で述べたような採買に際しての官穀採買定価を表にしたものであるが、これによれば、時代が下るに従つて採買定価が上昇していることが分かる。その原因は台湾開発の進展につれて台湾府県の民間米価が高くなり、それに従つて

〈表2〉乾隆期における台湾所屬府県庁倉穀定額表

台湾府	台湾県	台湾県	諸羅県	彰化県	淡水庁	澎湖庁	出典
20万石	3万石 (後期2万石)	5万石 (後期3万石)	5万石	5万石	2万石	2万石 (56年から)	『宮中檔』 『福建通志台湾府』

〈表3〉清代における台湾官穀採買定価変動表

年代	雍正5年以前	雍正5年	乾隆6年	乾隆9年	乾隆18年以後
穀石毎	3錢2分9厘	3錢6分	4錢	4錢5分	6錢

出典：『宮中檔』、『清實錄』、『明清史料』戊編、『重修台湾府志』

採買定価も引き上げなくてはならなかったためであると考えられる。しかし、実際には採買定価の引き上げが常に市価の上昇に追いつかなかったため、乾隆初期から採買状況は悪化してきた。²¹⁾つまり、乾隆期から採買状況は常に台運年額運搬よりも遅れるようになってしまったのである。そのため、乾隆十七年（一七五二）以後、福建倉儲の採買は、常に新たに開発された米価の安い彰化県・淡水庁において行われるようになり、乾隆十八年から道光年間までは、採買定価は六錢で変化しなかった。²²⁾それは民間米価が上昇して定価との差が大きくなりすぎた時には、福建四府平糶盈餘銀から定価の不足部分を補填するようになったからである。²³⁾しかし、採買定価が常に市価に及ばないという状況に根本的な変化はなかった。

一方、倉儲数量を増すために捐監穀という施策も採られた。捐監穀とは捐監生になることを希望する民間人の生員・俊秀から集めた米穀である。清朝政府は乾隆三年（一七三八）に福建省において捐監穀の実施を開始し、乾隆八年（一七四三）に閩浙総督那蘇圖の上奏により、捐監生になることを希望する者に対して生員資格を与える見返りとして一名毎に銀百八両相当の米穀を課した。当時、福建内地の採買定価は穀一石毎に九錢であったことから、福建内地の捐監生には一百二十石が課せられたこととなる。乾隆十一年になると、台湾でも倉儲の充実のため、捐監穀定額五万石が決定された。更にその後、この定額は穀十五万を増して二十万石とされた。当時、台湾の採買定価は福建内地と比べて安く、淡水、彰化は四錢五分、台湾、鳳山、諸羅三県は五錢であった。即ち、台湾の捐監生は捐穀負担は内地より重く、一名毎に二百四十石乃至二百六十石となっていた。当初、台湾における捐監穀の納入実績があまり芳しくなかったのは、そのためであろう。しかし、乾隆二十一年（一七五六）に、台湾の採買定価が穀一石毎に六錢に上がったことによって、それは一名当たり一百八十石と減額さ

れた。これによって捐監穀定額二十万石に達すれば、この中から穀十万石を廈門倉儲に補填し、残りは台湾倉儲に蓄えることになった。⁽²⁵⁾この後、捐監穀額は四十万石に達し、⁽²⁶⁾台湾正供の徴収が免除された際、⁽²⁷⁾或いは商船の遭難事故によって官穀が流失した際には、⁽²⁸⁾台運官穀は常に捐監穀から補填されるようになった。

四 運賃と使用船舶について

台運には運賃が必要であつた。又、それを運搬する船舶にも一定の規格が設けられていた。本節では、こうした台運運搬に伴う国家の管理がどのような形で、又、どのような機構の下に行われていたのかを明らかにする。

まず、台運に必要な運賃についてであるが、雍正初期、台湾の鹿耳門から廈門までの運賃は米一石毎に銀一錢八釐であつた。⁽²⁹⁾当初台運の運賃は、台湾府鹿耳門から廈門までの価格のみであり、それは平糶米の利益によつて賄われていた。⁽³⁰⁾その後、米から穀の運搬に切り換えられ、福建省採運米石の定例により、台湾から廈門までの運賃は一石毎に銀八分、廈門から福建各地へは水程百里毎に銀三釐を加えることとなつた。台湾の開発当初から、南部の諸羅・鳳山二県の業戸・大租戸（開墾主）の多くは県庁所在地に居住していたため、業戸から徴収された正供米穀は、そのまま県庁の官倉に蓄えられていた。⁽³¹⁾つまり、諸羅・鳳山二県の正供米穀を鹿耳門へ運搬するのは容易であつた。しかし、乾隆初期に新たに開発された彰化県と淡水庁の業戸は、諸羅・鳳山と違い、多くは所有農地に居住していた。そのため、彰化県・淡水庁の正供米穀を台湾府の福建への正口（清朝政府に決められた指定渡航港）である鹿耳門まで運ぶ際の運賃が問題になつたわけである。即ち、彰化、淡水の場合、各所有地から彰化・淡水県庁までの陸運と更に彰化・淡水両県庁から鹿耳門への海運に伴う運賃が必要になつてきたのである。⁽³²⁾そのため、平糶米年額の運搬が停止されて以後、台湾中北部から鹿耳門への運賃が増大したため、乾隆二十年（一七五五）に台運の運賃は福建内地の丁餉や地丁銀等から出されるようになった。⁽³³⁾台湾府の鹿耳門と台湾南北各港との間の官穀一石毎の運賃は、淡水庁の竹塹・淡水は四分八釐から六分一釐、彰化県の鹿仔港・猫霧揀は三分四釐から五分六釐、諸羅県の笨港は二分九釐、鳳山県の八社倉は三分九釐であつた。⁽³⁴⁾乾隆中期以後、台湾から福建内地への台運は、福建の商船が台湾中北部へ民間米穀の採買に赴いた際、それに付随して行われることが多くなつた。このため、このような商船による台運

〈表 4〉乾隆期における商船の規格及び官穀積載定額の変動表

年 代	船舶種類と檣頭（船の横幅）と官穀運搬額	出 典
乾隆 11 年 (1746)	1 丈 7 尺 6 寸～1 丈 8 尺 穀 300 石 1 丈 7 尺 1 寸～1 丈 7 尺 5 寸 穀 250 石 1 丈 6 尺～1 丈 7 寸 穀 200 石 1 丈 5 尺 6 寸～1 丈 6 寸 穀 150 石 1 丈 4 尺 5 寸～1 丈 5 尺 5 寸 穀 100 石	『廈門志』卷六台運略配運 『重修台灣府志』卷二海防
38 年 (1773)	糖船 1 丈 6 尺以上 穀 260 石 (旧 320 石) " 1 丈 4 尺以上 穀 220 石 (旧 260 石) " 1 丈 2 尺以上 穀 200 石 (旧 240 石) 横洋船 1 丈 4 尺以上 穀 160 石 (旧 200 石) " 1 丈 2 尺以上 穀 120 石 (旧 160 石) " 1 丈以上 穀 80 石 (旧 120 石)	『海東札記』卷二記政紀
48 年 (1783)	糖船 穀 240 石 (米 120 石) 横洋船 穀 120 石 (米 60 石)	『明清史料』戊編第二本 130 頁
49 年 (1784)	糖船 穀 320 石 (米 160 石) 横洋船 穀 160 石 (米 80 石) 蚶江船 穀 80 石 (米 40 石)	『廈門志』卷六台運略配運
53 年 (1788)	糖船 穀 360 石 (米 180 石) 横洋船 穀 180 石 (米 90 石) 蚶江船 穀 140 石 (米 70 石)	『廈門志』卷六台運略配運
55 年 (1790)	鹿仔港で廈門白底艀船 穀 120 石 (米 60 石)	『明清史料』戊編第二本 189 頁

運賃は鹿耳門から廈門までと同じく穀一石八分になった。つまり、こうした運搬法により、台湾各地からの小船運賃が省けたのである。

では、清朝政府は台運を担当する商船をどのように管理したのであるか。雍正期における台運の商船運搬状況を詳しく伝える史料は少ないが、清朝政府は福建への帰航商船に一隻当たり官穀百石から三百石の運搬を依頼し、運賃を与えていたと考えられる。但し、台運の開始当初はその運搬に伴う義務は未だ明文化されたものではなかった²³ところが、乾隆十一年（一七四六）、台運未運搬数量が穀三十四万九千石余りに達したため、清朝政府は台運賠償定例を定め、商船の運搬義務を明文化した。それに伴って台運は強制力を伴うものとなったが、こうした台運の運搬業務を統轄したのが台湾道や台湾府知府であった。又、実際に遂行にあたってその業務を処理したのが台湾の台防同知と廈門の廈防同知であった。更に、その台防同知と廈防同知の下に配運総料が設けられ、細かな役割分担が定められていた。又、商船が遭難などで官穀を流失した際の保証組織も整備され、それが明らかに人為的ミスであったり、或いは遭難形跡がなかったりした場合、船戸や保船行戸（行保ともいう。船舶や船荷の保証を行う行商）が積載官穀に対して弁償しなければならなかった²⁴。又、台湾各港から鹿耳門への

運搬業務は、各港の船総（港の船舶管理者）が担当していた。⁽³⁷⁾つまり、実務処理の統轄者たる台防同知は主に鹿耳門から廈門への運搬業務を担当し、廈防同知は台湾からの官穀を収めて福建各倉に運送する業務を担当していたのである。次に船舶の規格について見てみよう。史料に基づいて筆者が検索し得た台運に関わった各商船規格及びその台運積載定額の変動を示すと前頁の表4の様になる。

（表4）に示した丈尺は各商船の樑頭（横幅に当たる樑木）の長さを示す。即ち、各商船の台運積載額は樑頭の長さによって決められていたのである。又、船戸には運搬先の遠近に応じて免單（免税許可書）が与えられ、次回の台運運搬が免除されていた。⁽³⁸⁾しかし、乾隆四十年（一七七五）になると、清朝政府が台運の円滑化を図り、免單による運搬免除を取り消したため、往来商船は必ず毎回官穀を運搬しなくてはならなくなった。⁽³⁹⁾ところで、当時、海船の製造の際には、樑頭に対する折算の方法があり、実際の長さを使わなかった。つまり、樑頭の実際の長さの通りに登録した船舶免許が存在しなかった。現実には樑頭による官穀配載は有名無実と化していたのである。⁽⁴⁰⁾乾隆四十年代以後、こうした樑頭を基準とした官穀配載の煩瑣と不公平を解決するため、商船の台運積載定額は砂糖貿易をする糖船と廈門・台湾の間で海運貿易を行う横洋船とに分けて決められるようになったであろう。

五 台運の流通過程

これまで述べてきたことから明らかなように雍正期より、鳳山、諸羅、彰化三県から台湾府の鹿耳門へ、鹿耳門から福建の廈門へという鹿耳門を結節点とした米穀流通ルートが確立したと考えられる。⁽⁴¹⁾本節ではその流通の実態及び過程を更に明らかにする。

さて、次頁の表は台湾府の属県である台湾県と上述の三県から台湾府鹿耳門を経て福建廈門へと運ばれる平糶米、福建兵米、眷米の各年額を示したものである。

これらの表から、乾隆前期、台湾四県の正供米穀と採買官穀はすべて鹿耳門に集められ、鹿耳門から廈門へ、廈門から更に福建各地へと運送されていたことが明瞭となる。台湾各県庁の正供米穀は、はじめ鄉村から荷車で沿海の港まで運ばれ、

それから膨仔杉板等と呼ばれる小船を用いて、諸羅県は笨港から、鳳山県は打狗港や茄藤港から、彰化県は鹿仔港から、鹿耳門に運送された。台湾各県から鹿耳門への輸送が海路によってなされたのは、恐らく清代には台湾の陸上交通の建設が遅れ、又、漢・番や泉、漳、客家人同士の衝突を避けるためでもあった。又、福建と台湾の間にある澎湖列島も台湾から米穀の援助を受けていた。最初は台湾倉儲から精米する或いは澎湖官庁から人員を派遣して台湾で採買を行い、商船を雇って澎湖

〈表5〉雍正・乾隆期における鹿耳門輸出平糶穀年額表

輸 出 元	台 湾 県	鳳 山 県	諸 羅 県	彰 化 県
雍正9～乾隆6年	24,386石6斗7升	32,134石2斗1升	41,528石5斗5升	22,237石6斗
乾隆7～乾隆20年	14,106石2升	18,706石5斗1升	24,242石5升	13,232石4斗4升

出典：『統修台湾府志』巻4 賦役、重修台湾府志』巻4 賦役

〈表6〉乾隆前期における鹿耳門輸出福建兵米年額表

輸出元	官穀名称	輸 出 先	数 量	運賃(穀石毎)	註
台湾県	督標兵米	福 州	粟 5,190石	1銭2分8釐	旧運賃1銭1分6釐
鳳山県	督標兵米	福 州	粟 5,190石	1銭2分8釐	旧運賃1銭1分6釐
諸羅県	督標兵米	福 州	粟 5,190石	1銭2分8釐	旧運賃1銭1分6釐
台湾県	金廈兵米	廈門・金門	粟 7,984石3斗2升	8分	
鳳山県	金廈兵米	廈門・金門	粟 7,984石3斗2升	8分	
諸羅県	金廈兵米	廈門・金門	粟 8,185石1斗6升	8分	乾隆28年以前は7,984石3斗2升
彰化県	金廈兵米	廈門・金門	?	8分	
台湾県	内地各營兵米	閩安雲霄等	粟 2,980石1斗5升6合	8分	
鳳山県	内地各營兵米	烽火南澳等	?	8分	
諸羅県	内地各營兵米	閩安銅山等	粟 4,793石9斗6升	8分	
彰化県	内地各營兵米	烽火漳鎮等	?	8分	
台湾県 諸羅県	澎湖兵米	澎 湖	粟 14,400石	3分6毫5絲	乾隆25年より

出典：『宮中檔』第十輯712頁、『明清史料』戊編、『重修台湾府志』、『澎湖庁志』

〈表7〉乾隆前期における鹿耳門輸出眷米年額表

輸 出 元	台 湾 県	鳳 山 県	諸 羅 県	彰 化 県
乾隆初期	粟 4,909石8升	粟 6,153石1斗1升	粟 7,783石9斗1升	粟 3,413石9斗
乾隆28年	粟 4,281石	粟 1,445石6斗	粟 11,223石1斗3升8合	粟 5,928石8斗8升

出典：『重修台湾府志』

に運搬していたのである。乾隆二十五年（一七六〇）にはこの煩瑣を解決するため、澎湖兵糧の運搬も台運業務の一部になり、諸羅県の笨港への杉板頭船による直接採買が実施されると同時に、台運のように鹿耳門で福建への帰航商船に澎湖兵糧を配って運搬させるようになった。（表6参照）この際の運賃は台湾における増加農地の正供を折して得た変価銀から出された。

前述のように、乾隆後期、福建内地の商船は廈門・鹿耳門を経由して台湾各港へ米穀の採買に赴くことが多かったが、その際、その帰途には台湾各県の官穀を搭載し、鹿耳門・廈門を経由して内地へ運搬するようになった。それに付随して当時密貿易が盛んとなっていたが、乾隆四十九年（一七八四）、清朝政府はこうした密貿易禁止と商船管理の強化のため、商業貿易が次第に発達してき

〈表8〉乾隆四十九年以後鹿耳門輸出官穀年額表

輸出先	官穀名	数量	運賃(穀石毎)	註
嘉義県	廈防庁備貯水師提標 5 營・金門鎮標 2 營兵穀	粟 24,154 石 2 斗	6 分 6 厘 4 毫	
嘉義県	廈防庁倉眷穀	粟 1,920 石	6 分 6 厘 4 毫	閏年 160 石 増
台湾県	龍溪県倉兵穀	粟 2,370 石 6 斗 6 升 9 合	6 分 6 厘 4 毫	
台湾県	龍溪・同安・平和 3 県倉眷穀	粟 3,806 石 4 斗	6 分 6 厘 4 毫	閏年 117 石 2 斗 増
鳳山県	南澳庁倉米穀	粟 3,638 石 8 斗 1 升 6 合	6 分 6 厘 4 毫	
鳳山県	福州府倉兵米	米 1,500 石		
鳳山県	漳浦県倉穀	粟 5,914 石 8 斗 1 升 6 合	6 分 6 厘 4 毫	
鳳山県	海澄県倉兵穀	粟 983 石 3 斗 2 升 2 合	6 分 6 厘 4 毫	
鳳山県	漳浦・詔安 2 県倉穀	粟 3,476 石	6 分 6 厘 4 毫	閏年穀 288 石 増
台湾県 諸羅県	澎湖兵穀	粟 13,300 石	3 分	

出典：『廈門志』巻6〈台運略〉

〈表9〉乾隆四十九年以後鹿仔港輸出官穀年額表

輸出元	官穀名	数量	運賃(穀石毎)	註
嘉義県	福州府兵米	米 5,500 石	1 錢 2 分 8 釐	後に穀 11,000 石に変更
彰化県	福州府兵米	米 875 石	1 錢 2 分 8 釐	
彰化県	侯官県倉軍標兵米穀	1,087 石 2 斗		
彰化県	閩県兵穀	1,040 石 7 斗 2 升		
彰化県	羅源県兵穀	2,205 石		
彰化県	福安県兵穀	2,073 石 6 斗		
彰化県	侯官県兵穀	2,381 石 7 斗 2 升		(彰化県志) 1,294 石 5 斗 2 升
彰化県	閩県眷穀	5,536 石 8 斗		閏年 460 石 4 斗 増
彰化県	連江県眷穀	456 石		閏年 38 石 増
彰化県	羅源県眷穀	460 石 8 斗		閏年 38 石 4 斗 増
彰化県	莆田県眷穀	3,727 石 2 斗	4 分 4 厘	閏年 310 石 6 斗 増
彰化県	晋江県眷穀	5,414 石 4 斗	4 分 4 厘	閏年 451 石 2 斗 増
彰化県	南安県眷穀	465 石 6 斗	4 分 4 厘	閏年 38 石 8 斗 増
彰化県	長楽県眷穀	648 石		閏年 54 石 増

出典：『廈門志』巻6〈台運略〉、『彰化県志』、『東槎紀略』

た彰化県の鹿仔港と福建泉州の蚶江口との間の直接渡航を許可することとした。この路線の台運業務を担当したのが彰化県の鹿仔港同知と泉防庁の蚶江同知である。以後、台湾南部の台湾、鳳山二県の台運官穀は鹿耳門より廈門へ、台湾中部の彰化、諸羅（乾隆五十二年に嘉義に改名）二県の台運官穀は鹿仔港から蚶江口へ運搬されるようになった。（表8、9参照）更に乾隆五十三年（一七八八）には淡水の八里坌と福州の五虎門との間の渡航路線も開放されるようになった。ただ、当時台湾北部は開発が遅れており、官倉の建設も進んでおらず、又、台湾北部の正供米穀額も少なかったため、八里坌が福建への官穀運搬業務を担当するようになるのは若干の年月を要し、それは嘉慶十六年以後のことである。

おわりに

清朝政府は雍正期から台運を開始したが、当初は平糶政策に基づくものであった。しかし、雍正八年（一七三〇）より未精米の運搬に変更されてから台運は福建省の採買・倉儲政策の一環に組み込まれ、福建・台湾における倉儲をめぐる施策は一体化された。又、これにより台湾は福建に米穀を提供しただけではなく、清代米穀流通体系の下で福建倉儲を通して浙江、広東等へも米穀を供給するようになった。一方、台運米穀の供給源である台湾正供の本色徴収は、台湾における水田開発を促進した。雍正期における米穀流通は政府統御下に行われたので、台湾の米価と運賃は安く、米穀を商品として域外へ輸出する際の利潤は高かった。この中の平糶によって生じる利益は台湾での米穀採買と台運運賃に充られたが、当時は台湾倉儲数量が多かったため、台運は順調に進んでいた。ところが、台湾府県周辺における開発の進展と輸出数量の増大につれ、台湾南部における米価と運賃は徐々に上がり、乾隆初期より台運年額に対する不足が次第に増加してきた。その後、官穀採買の遅延と正口を経由しない密貿易の増大により、台運状況は一層悪化した。乾隆十年代から、清朝政府は台運定例と台湾倉儲定額を定め、商船の台運義務を明文化し、台運の安定を図ろうとした。この頃、平糶米の年額運搬が停止されたが、これは台湾輸出米穀数量の減少を意味するものではなく、当該地域の米禁の緩和により、台湾中北部への招商採買が多くなり、民間販売米穀の流通量が増大したためである。

一方、台運が行われたルートを見ると、乾隆後期までその中心は台湾府（今の台南）の鹿耳門であった。乾隆四十九年（一

七八四)以降は福建への正口になった台湾中部の鹿仔港も台運業務を分担するようになった。更に乾隆五十三年(一七八八)以降、台湾北部の八里坌も正口となったが、台湾北部の正供数量が少なく、官倉設備が完全でなかったため、官穀運搬業務を担当してはいなかった。

ところで、乾隆期の台運に伴う民戸への課役について見ると、当初米穀・砂糖等の貿易販売の利潤が高かったため、船戸・行保にとつて、台運に伴う労役は未だ大きな負担ではなかった。しかし、乾隆後期、米禁体制が崩れ、海運による民間の台湾米穀販売が別省に及ぶという事態が生じてくる。又、陋規(商船に対する検査手数料)徴収による密貿易の拡大等が数多く見られるようになり、商船が正口に入らずして台運を回避しようとする傾向が顕著となり、台運は次第に深刻な状態に陥っていく。こうした台運体制の破綻が見られる清朝後期における福建・台湾間の米穀流通については稿を改めて発表したと思う。

註

- (1) 安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」(『雍正時代の研究』東洋史研究会編、同朋舎出版、一九八六年)、山本進「海禁と米禁——清代閩浙沿海の米穀流通——」(『社会経済史学』五五—五、一九八九年)、同氏「清代前期の平糶政策——採買・倉儲政策の推移——」(『史料』七一—五、一九八九年)、則松彰文「雍正期における米穀流通と米価変動——蘇州と福建の連関を中心として——」(九州大学『東洋史論集』一四—一八五年)等参照。
- (2) 王世慶「清代台湾の米産與外銷」(『台湾文献』第九卷第一期、一九五八年)、同氏著「清代台湾の米価」(『清代台湾社会経済』台北聯經事業出版公司一九九四年)、洪美齡「清代台湾对福建供輸米穀關係之研究——一七二五—一八六〇——」(国立台湾大学歴史研究所修士論文、一九七八年)等参照。
- (3) 王業鍵「清代經濟芻論」(『食貨月刊』復刊第二卷第十一期、一九七四年)参照。
- (4) 周鍾瑄『諸羅縣志』卷六賦役志(台湾銀行經濟研究室台湾文獻叢刊第一四二種、一九六二年、八八頁)参照。
- (5) 『宮中檔』第八輯四七八頁、雍正五年七月八日福建總督高其倬の上奏に、「查台湾府四縣原額、每年徵收正供粟共一十四萬二百六十一石、粟、澎各營

兵丁歲支米三萬六千石、每年除歲支之外、所餘粟石存各縣倉中、年々存積、故從前倉粟存至三十餘萬之多。」とある。

(6) 『世宗實錄』卷四十六雍正四年七月に、「雍正二年、奉旨飭發臺灣倉穀、每年碾米五萬石、運赴泉州漳平糶。」とある。

(7) 華松年『台灣糧政史』上冊、台灣商務印書館、一九八四年、六二頁、光緒三年福建巡撫丁日昌の「請將臺屬各項雜餉分別豁除」疏參照。

(8) 『宮中檔』第八輯四七八頁、雍正五年七月八日福建總督高其倬の上奏に、「後經巡臺御史禪濟布等所奏請、每年止留徵粟七萬二千石、碾米三萬六千石、以供一年兵食、再兼有倉粟三十餘萬石、足支五年、其餘粟石俱請改徵折色、以充兵餉。隨又經原任總督滿保復行詳查奏稱、台灣共徵粟一十四萬二千六十一石、請將六萬石改徵折色、每石折銀三錢六分。又請將番婦丁口粟三千六百八十八石、免其徵收、每年實徵本色粟七萬六千五百七十三石、以供兵食。俱經准行在案。」とある。

(9) 同前掲註(8)。

向之存倉粟三十餘萬石、歷年碾米運濟泉、漳、用去甚多、尚未買補、而年々定例碾米五萬石撥運泉、漳、即需粟一十萬石、且更有旋補旋撥、不能停留之勢、近又加駐防臺地兵丁眷口米石、每年需米一萬六千五百五十石、並各營兵丁歲支兵米三萬六千石、二共需米四萬六千六百五十石、需碾粟九萬三千三百石。台灣以現今每年實徵粟七萬六千五百七十三石計之、是每年不敷一萬六千七百二十七石。目前固動倉粟湊支、將來必需購買放給、既非經久之計、而派徵每石三錢六分之折色、以目下台灣之米價計之、亦難買購。而業戶每年有收租萬石、數千石以及數百石者、往往屯積抬價、若免其交粟、改徵折色、即益增其屯積抬價之勢。……兵丁以餉銀貼添買食、頗覺稍難、亦不可不籌久遠之計。……其餘折色粟石、請於雍正六年為始、仍徵本色。

(10) 『宮中檔』第十四輯、七十四頁、雍正七年八月二日、福建總督史貽直の上奏に、「福、興、泉、漳四府之倉及府屬廳縣各倉、共額貯穀九十五萬五千五百餘石、每年臺灣例應碾運米五萬石赴泉、漳平糶、又應碾運兵眷米一萬二千餘石、又應碾運廈門提標、金門鎮標兵米二萬一千餘石、合計應運米八萬三千餘石。若令臺地停其碾米、照一米二穀、竟將穀十六萬六千餘石、運至廈門令福、興、泉、漳四府及府屬各廳縣按其積穀之多寡、派令分運各倉、即將府廳縣各倉內現貯舊穀共碾米十六萬六千餘石以為平糶及碾運兵眷廈門提標金門鎮標兵米之需、似此出陳易新、陸續轉換旋易旋補舊穀、既免積久陳朽之虞、倉儲亦無懸久不補之弊。」とある。

(11) 范咸『重修臺灣府志』卷四、租賦に、「雍正九年……統計歲徵正供額粟一十六萬九千二百六十六石九斗九升零。每粟一石徵耗粟一斗、折納銀五分。其正供額粟、支給全臺十五營兵米四萬四千八百五十一石八斗、折粟八萬九千七百三十石六斗。又例運福、興、泉、漳四府平糶額粟並兵眷金、廈兵米一十六萬六千五百石、又例運督標兵米折粟一萬五千五百七十石。計臺郡徵收數不敷起運、每年將運糶四府粟價發臺、分給四縣糶補足額。」とある。

(12) 前掲註(11) 参照。

(13) 『高宗實錄』卷二六〇、乾隆十一年三月、戸部議覆福建巡撫周學健奏に、「未運内地平糶穀、宜酌變通。查臺灣平糶穀、年額徵解一十六萬九千六百七十餘石、自二年至十年未運、是平糶已無藉此、而臺郡積存粟穀、更無可撥。其年額徵收供粟、又僅敷臺灣、内地兵食、嗣後倘有應在臺灣購買、運補内地平糶之處、隨時酌辦、毋庸定額撥運。」とある。

(14) 『欽定大清會典事例』卷一八九、戸部積儲、乾隆十一年の条に、「又議准、福建福、興、漳、泉四府、民食向藉台灣運濟、令臺灣各廳、縣於本年二月内、買足四十萬石之穀、永為定額。遇有内地需用、即於此内動撥、仍發藩庫銀、交臺灣隨時買補。」とある。

(15) 『欽定大清會典事例』卷二二九に、「乾隆十年題准、福建省台灣一府產米素饒、泉、漳諸府多仰給於臺粟、今商、漁船搬運過多、以致漳、泉諸府失所援濟。嗣後商船每船止許帶食米六十石。」とある。

(16) 『高宗實錄』卷六〇一、乾隆二十四年十一月の条に、「閩浙總督楊廷璋奏、臺、廈商船、米禁甚嚴。台灣米多、患穀賤妨農、漳、泉產少、患穀貴病民、既利奸屯、兼滋偷漏。請酌弛米禁、專准橫洋船每船帶米二百石、穀倍之。」とある。

(17) 『高宗實錄』卷二八二、乾隆十二年正月十三日、癸卯の条に、「嗣後如遇台郡豐稔之年、應聽漳、泉二府商賈、及在臺之漳、泉二府民人、自十月起、至次年二月止、於地方官處、請照買運。」とある。

(18) 『欽定大清會典事例』卷一九一に、「雍正十一年議准、福建台灣鳳山縣積穀、酌撥十萬石赴福、興、漳、泉四府分儲、來歲將平糶銀發交臺灣、秋成採買還倉。」とあり、又、『宮中檔』第十二輯、七三頁、乾隆二十年七月八日福建水師提督李有用的上奏に、「上年差員帶銀前往臺灣採糶、每穀壹石價銀并運費共銀壹兩壹錢貳分貳釐、共糶穀伍千陸百捌拾捌石捌斗零、運廈貯倉、以備青黃不接之時接濟兵食。」とあるように、台灣倉儲及び台灣での米穀採買によつて福建倉儲を充實させた。

(19) 『高宗實錄』卷六〇一、乾隆二十四年十一月に「杭、嘉、湖偏災米貴、臺米海運可通。北風正發、請先於福、興、泉、寧四府屬近港處倉穀撥十萬石、諭浙商買運糶濟、仍飭臺屬如數派撥、俟南風起、運入内地補倉。」とあり、又、『明清史料』戊編第九本八四六頁の「為内閣抄出閩浙總督常青奏」の条に、乾隆四十三年と五十年の例が見られる。

(20) 『宮中檔』第十二輯、六六一頁、乾隆二十年十月十一日福建巡撫鍾音の上奏に、「查臺灣額設脩貯之數、府倉二十萬石、淡水同知二萬石、台灣縣三萬石、鳳山縣、諸羅、彰化三縣各五萬石、共計四十萬石。……台灣產穀之地、淡水、彰化為最、鳳山、諸羅次之、其附郭之台灣縣、兵民聚食既多、鄉莊出產復少、是以府倉額貯之二十萬石、俱賴淡、彰、鳳、諸四屬代為購買、運赴郡城。」とある。

雍正・乾隆期における福建・台灣間の米穀流通(高)

(21) 王必昌『重修臺灣縣志』卷四賦役志（前揭台灣文獻叢刊第一一三種一一七頁）、乾隆七年巡臺御史書山、張涓奏請採買米穀按豐歉酌量價值疏的条に、「内地發買穀價、僅三錢六分、或三錢不等、裝運脚費俱從此出。在從前穀賤之年、原足敷用、今即不免賠累。嗣後必依時價運費發買為得。該督撫亦議請以後按年歲豐歉、酌量增減、所見相同。而部臣拘於成例、謂從前並無以年歲不齊、稍議加增。又台灣素稱產米、迥與內地不同、條增條減、恐啓浮冒閩省水陸提督及金門鎮等、各移咨督撫赴臺採買兵米、俱不下數千餘石。目下各屬米價、自一兩七、八錢至二兩不等、則與從前大相懸殊、可知原議之穀價、即不論裝運脚費、已不抵時值之半。尚仍不議增、必致因循歲月、互相觀望、採買無期。若勒以嚴限、迫之使趨、非縣令受賠償之累、即閩閩權短價之苦。」とある。

(22) 『宮中檔』第三輯、九一一頁、乾隆十七年九月二十六日、閩浙總督喀爾吉善福建巡撫陳弘謀の上奏に、「本地（福建）雖於照數購買、應令動項赴臺屬彰化、淡水二廳縣產穀地方、酌買穀二萬石、湊補遺倉、方克有濟。」とある。

(23) 『明清史料』戊編第六本、五五四頁、戶部副摺（嘉慶十三年）、第十本、九五四頁、戶部「爲內閣抄閩浙總督孫爾準等奏」移會（道光七年）等参照。

(24) 『福建省例』乾隆二十四年十二月の倉庫例臺屬内地採買穀石均毋許指派勒領に、「乾隆十八年間……每穀一石量增買價錢餘、總不得過六錢之數等因在案。……其豐收之年、每穀一石、價銀六錢、收民間採買、原無不足、倘遇收成稍減、其穀石市價與内地無異。……此臺屬向來派買之不能無累也。今既據台灣道府查明臺邑之五穀行、鳳邑之港東西兩里、諸邑之笨港口、彰邑之鹿仔港等處、係屬商販聚齊、產穀□□、應請嗣後買補穀石、各自實價赴買。此外如淡屬原無市集者、向穀多之各里莊不拘數目多寡、隨便採買、每官石紋庫銀六錢、現買現交、收運倉貯、……倘歉歲價昂、不敷買補、應酌看情形、據實詳請、於盈餘項下撥給、則派累之弊自可永除等因。」とある。

(25) 『宮中檔』第一三輯二三五頁、乾隆二十年十二月十二日福建巡撫鍾音の上奏に、「竊照閩省常平捐監原定額數及續請加增共需捐穀二百六十萬石、内地各府廳州縣捐監一名收穀一百二十石、每石定價九錢、以符戶部一百八兩之數。係乾隆八年間、前督臣那蘇圖以閩地戶口殷繁、積貯緊要、酌議此數收捐。……惟查台灣一郡、原額捐穀五萬石、續請加捐十五萬石、淡水、彰化二處、向定穀價四錢五分、每監生一名、應收穀二百四十石、台灣、鳳山、諸羅三縣向定穀價五錢、每監生一名應收穀二百一十六石。……伏思台灣地隔重洋、一方孤奇、雖土多腴美、產谷素饒、近因生齒滋蕃、市價週非昔比、若遇險歲、亦必仰藉官倉、而官倉之粟、週年撥運兵糈、每慮虧缺、並無溢存、是收貯不嫌其多、籌備不嫌其廣。乃臺地開捐以來、一十餘載、僅收捐穀二萬三千三十六石、尚未捐十七萬九千六百六十四石。夫内地產穀少而捐者多、因每名祇須上穀一百二十石、臺地產穀多、而捐者少、因每名須穀二百四十石及二百十六石不等、幾與内地倍之、再穀數多、則倉費加重、更與内地懸殊、雖有收捐之名、未獲積貯之益。近年海外穀價雖屆豐登、每石原須七、八錢不等、……臣查臺地採買倉穀已經部臣定議、按照市價給發不得過六錢之數等語。……則民之輸穀投捐亦請以六錢為定、……臺地收捐每俊秀一名、統令捐

穀一百八十石、每石定價六錢、以符部例一百八兩之數、准作監生倉費飯銀隨正交納、其餘廩增附生捐監者一例分別辦理、……一俟捐有成數仍照原議撥運十萬石貯于廈倉、以備省城接濟之用、其餘儘留臺倉、以供別項所需。」とある。

- (26) 『宮中檔』第四十輯七八七頁、乾隆四十二年十二月十日、福建布政使錢琦の上奏に、「又因台灣一府孤懸海外、積貯更宜充裕、復經前督臣先後奏准收捐監穀四十萬石、以十萬石運貯廈門、餘貯臺倉、亦經奉部覆准。」とある。

- (27) 『高宗實錄』卷二四九、乾隆十年九月下の条に、「惟臺屬一廳四縣地畝、向係編徵粟穀、每年徵穀一十六萬九千五百餘石、撥支內地、……同係正供、請一體蠲免、……請將內地應支戊臺班兵眷米、督標、提標、金門、廈門、閩安等各營兵米、在各營就近府廳州縣、新捐監穀內碾支、其臺、澎、二處兵糧、即動支臺郡積存穀。」とある。

- (28) 『明清史料』戊編第九本、八五六頁、戸部題本に、「查各船戸失水兵米穀石、委係在於外洋遭風擊碎、且又淹斃舵水多人、實有形跡可驗、與准豁免之例相符、業將各船戸失水情形、穀石數目同各結專案、詳送咨部在案、茲屆年底、合就詳請豁免並聲明失水兵米穀石應於新捐監穀項下撥補。」とある。

- (29) 『宮中檔』第十一輯七九〇八二頁、乾隆二十年三月廿六日閩浙總督喀爾吉善福建巡撫鍾音奏參照。

- (30) 『雍正硃批奏摺』七年八月二日、福建巡撫史貽直の上奏に、「至於台灣改米為穀、運脚自當倍增、福、興、泉、漳四府及各廳、縣由廈門運穀入倉、不無運脚等費、……查福、興、泉、漳四府及所屬各廳縣之穀、雖照時價酌減平糶、然台灣之米價賤、而內地之米價昂、除解還台灣米價外、此中尚有盈餘、即以此盈餘之價為加添脚價之需、足敷各項之用、合併聲明。」とある。

- (31) 同前掲註(29)。

彼時地廣人稀、殷實業戸、皆萃居郡治。即鳳山、諸羅二縣年征供粟、業戸大半就建倉交收。是以歷年積存供粟、收貯郡城者頗多。」とある。

- (32) 同前掲註(29)。

彰化一縣、甫於雍正年間分設、雖曾援照鳳、諸二縣之例、亦令業戸就府建倉交收、但公設之初、業戸俱就地主莊墾耕、離郡竄遠、勢難強令赴郡交收。淡水廳屬更係續後分割、均從民便、就近征收供粟、並未在郡建倉交納。……至若各廳縣採買補倉與採買撥運內地穀石、更係就地購買收儲、遇有撥運、由廳縣輓運至府澳、方能配裝橫洋大船、不能均令就府收買以備撥運、小船車工尤萬難減省者也。

- (33) 同前掲註(29)。

迨至府倉積存供粟撥運已完、陸續由各廳縣轉運征存採買之穀、雖已按里計程支銷運脚、彼時因平糶穀價原有盈餘、無論海船運費與小船車工、均於本款動銷。直至臺粟停止撥運平糶、無盈餘可動、……臣等目擊內地兵糧民食積貯、不能不仰藉於臺粟、現因各廳縣小船車工無款可動、即竭力催運、

難令廳縣為無米之炊、不能按年起運、殊於內地兵糧民食積儲均有關係、……至各年各案米穀運費、有原經題定於丁餉內支銷者、有續經題准于地丁內支銷者、亦有應就本款價值內支銷者。其原撥米穀、有就府倉撥運者、有就各廳縣撥運者。

(34) 同前掲註(29)。

其自淡水廳屬竹塹及淡水倉起運者、每穀一石需小船車工銀四分八釐零至六分一釐零不等。自彰化縣鹿仔港、貓霧揀起運者、每穀一石需小船車工銀三分四釐零至五分六釐零不等。自諸羅縣笨港起運者、每穀一石需小船車工銀二分九釐零。自鳳山縣八社倉起運者、每穀一石需小船車工銀三分九釐零。此必需之腳費、亦久定之成規也。

(35)

『世宗實錄』卷二四、(二年九月三日) 癸卯の條に、「内地米少、即動臺灣所有之米合算船價雇運至廈門交地方官按戶給發、務使均沾實惠。」とある。

(36)

『高宗實錄』卷二六〇、(乾隆十一年三月五日) 辛未の條に、「一、嚴定運粟遲延處分。查從前撥運壓欠、固由運額太多、徵買未足、亦任意遲延所致。此後盡清年款、止就實存穀石、按年撥運、自該年正月為始、至歲底通完。倘該廳、縣未報通完、或已報通完、而臺防同知、歲內仍不先行配運者、一併報參。一、在洋遭風、宜覆實題驗。查船商已至內港、因駕駛不慎、漂失穀石、及雖在外洋、而擊碎船隻、無實在形跡可驗者、仍着落行保船戶、照時價賠補外、其有在外洋遭風船隻、舵、水漂失無跡、及在外洋衝礁擊碎、有實在形跡可驗者、俱切結報部、俟歲底彙案題驗。」とある。

(37)

范咸『重修臺灣府志』卷二、海防規制(前掲書九一頁)に、「至台灣小船往各港運載到府交卸者、每石腳價銀三分、着船總雇撥小船運載。」とある。

(38)

范咸『重修臺灣府志』卷二、海防規制に、「商船撥運內地兵米及採買平糶米穀、俱照樑頭丈尺分派。……遇奉文起運之時、將入口船隻、計樑頭之丈尺、配米較之多寡。至交卸處所、水程有近遠之不同、將交卸地方寫入圖內、當堂令各船戶公同拈圖。圖值何處、即照拈配運。若水途寫遠、如至福州府屬及南澳等處交卸者、給與免單二張、其餘興、漳、泉等屬則水途較近、給與免單一張。俟該船下次入口、將免單呈繳、免其配運。」とあり、『明清史料戊編』第二本一一七頁戸部「為本部議覆內閣抄出巡臺御史李宜青奏」移會と朱景英『海東札記』卷二記政紀(前掲台灣文獻叢刊第一九種一九頁)にも同様の記載がある。

(39)

『高宗實錄』卷九八九、乾隆四十年八月の條に、「閩浙總督鍾音奏、台灣府屬、每年撥運內地兵眷米穀、向令商船輪流搭運、按次給單、四次後、優免一次、其文武員弁渡海坐船、亦分別減免。查該船戶以得免單、恒有影射漏漏等弊、請嗣後無論商船、差船均按次配運、從前免差名色革除。得旨、好、如所議行。」とある。

(40)

『福建省例』船政例洋政條款には「樑頭丈尺、不必過於拘泥、以免紛擾也。查海船報料、原有折算之法。海關據之以輪課、台灣據之以配穀、皆用折算尺寸、並不以實在尺寸為憑。即其置造之時、類多以大報小。既成之後、乃據實在尺寸丈量、母怪乎抵牾不合也。且丈量亦有分別。或從向敝量起、或就

倉糧計算、已有參差、不能盡一。……現在通計海中商漁船隻、並無一船符合實在尺寸、……而船戶以積習相沿為詞、亦不能嚴其罰。徒使進退無據、扞格難行、是滋之擾也。且執法須得法外之意、辦事須悉事中之情。目今之詰誅煩煩、從嚴稽察者、以詰盜也、非苛商也。」とあるように、船舶が仕上がつた時に折算の法によって小さく申告することが多かったため、清朝政府はこのような煩わしい標頭検査に対して拘らないようになった。

(41) 『宮中檔』第十一輯七九一八二頁、乾隆二十年三月廿六日閩浙總督喀爾吉善福建巡撫鍾音の上奏参照。

(42) 朱景英『海東札記』記政紀（前掲書一八頁）参照。

(43) 胡建偉『澎湖紀略』卷十一倉儲紀（前掲台灣文獻叢刊第一〇九種、二三三～二三五頁）乾隆二十五年五月の条に、「澎湖二營每年應需兵糧穀一萬四千四百石、照依週年運貯常平倉之例、令杉板頭船由笨港直運澎湖、或照配運內地兵眷米穀之例、令鹿耳門同知派撥商船就近裝載赴澎接濟等緣由。……若自臺灣渡廈商船照配運內地兵眷米穀之例、給予免單、令其裝運、在商船自臺灣渡廈順道到澎交卸、與赴內地交卸事同一轍、並無擾累、尚屬妥便等由。……此澎湖兵米改易穀石配搭商船順道運澎之源委也。」とある。

(44) 『明清史料』戊編第二本、一三〇頁、閩浙總督富勒渾奏摺に、「所有臺灣北路諸羅、彰化二縣應運內地粟石、即責令鹿仔港同知專司配運。惟蚶江之雙桅、單桅船隻、與廈門之糖船隻、橫洋船、按照大小之別。廈門向例、糖船配運兵米一百二十石、橫洋船每隻配兵米六十石、穀則倍之、歷年遵辦在案。今鹿仔港兵米、亦應酌定數目配運。但雙桅船比橫洋糖船較小、米數自應核減。應酌量每船配運兵米四十石、穀則配運八十石。……乾隆四十八年十二月廿六日奉硃批。」とある。